（十二）　情報通信基盤災害復旧事業費補助金
（十三）　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
（十四）　文化芸術振興費補助金
（十五）　水道施設災害復旧事業費補助（公営企業に係る水道事業に係るものを除く。）
（十六）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金
（十七）　漁場等復旧支援対策費補助金
（十八）　水産業振興対策地方公共団体事業費補助金
（十九）　農業・食品産業強化対策推進交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。）
（二十）　農業・食品産業強化対策整備交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。）
（二十一）　農業用施設災害復旧事業費補助
（二十二）　農業用施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（二十三）　農山漁村地域整備交付金（市町村が実施する防潮堤整備事業に係るものに限る。）
（二十四）　農地災害復旧事業費補助
（二十五）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金
（二十六）　地域経済政策推進事業費補助金（自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業に係るものに限る。）
（二十七）　河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（二十八）　観光関連復興支援事業費補助金
（二十九）　ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
（三十）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（三十一）　復興庁設置法等改正法附則第八条の規定による補助金（管理の開始の日から起算して十年以内の公営住宅に対する事業に係るものに限る。）
（三十二）　災害公営住宅特別家賃低減対策費補助
（三十三）　放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業に係るものに限る。）

三

（一）　警察法第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものに限る。）
（二）　水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金
（三）　農業・食品産業強化対策推進交付金（二の項（十九）に掲げるものを除く。）
（四）　農業・食品産業強化対策整備交付金（二の項（二十）に掲げるものを除く。）
（五）　農山漁村地域整備交付金（二の項（二十三）に掲げるものを除く。）
（六）　社会資本整備総合交付金
（七）　循環型社会形成推進交付金

○財務省農林水産省令第一号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十二条第一項、第十二条の二第一項、第三十六条において準用する第十九条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　野村　哲郎

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（輸入業者の認証の技術的基準） **第三十二条**　法第十二条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。 一　輸入品の受入れ及び保管の業務に必要な組織並びに当該業務の管理運営に関する事項 二　（略） （外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準） **第三十五条**　法第十二条の二第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。 一　外国格付の表示を付そうとする農林物資の受入れ及び保管の業務に必要な組織並びに当該業務の管理運営に関する事項 二　（略）	（輸入業者の認証の技術的基準） **第三十二条**　法第十二条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。 一　輸入品の受入れ及び保管の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項 二　（略） （外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準） **第三十五条**　法第十二条の二第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。 一　外国格付の表示を付そうとする農林物資の受入れ及び保管の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項 二　（略）